

消費税の増税に伴い、

令和元年10月1日より、施設利用料金が改定されました。

公園施設(基本施設)			改定後		改定前
区分			2時間		2時間
長嶋茂雄記念 岩名球場	一般		2,470 円	←	2,430 円
	高・大学生		1,310 円	←	1,290 円
	小・中学生		820 円	←	810 円
	会議室		※変更なし 430 円	←	430 円
岩名第2球場	一般		1,650 円	←	1,620 円
	高・大学生		820 円	←	810 円
	小・中学生		※変更なし 480 円	←	480 円
大作球場	一般		1,650 円	←	1,620 円
	高・大学生		820 円	←	810 円
	小・中学生		※変更なし 480 円	←	480 円
区分					
陸上競技場	団体 (4時間)	一般	9,900 円	←	9,720 円
		高・大学生	1,310 円	←	1,290 円
		小・中学生	820 円	←	810 円
	個人 (1回)		※変更なし 150 円	←	150 円
	夜間利用料 (1回)		※変更なし 150 円	←	150 円
	会議室 (2時間)		※変更なし 430 円	←	430 円
区分			2時間		2時間
テニスコート (クレー) 1コートにつき	一般		650 円	←	640 円
	高・大学生		※変更なし 310 円	←	310 円
	小・中学生		※変更なし 150 円	←	150 円
テニスコート (人工芝) 1コートにつき	一般		1,250 円	←	1,230 円
	高・大学生		※変更なし 620 円	←	620 円
	小・中学生		※変更なし 310 円	←	310 円
区分			1時間		1時間
スポーツ資料館	会議室		※変更なし 310 円	←	310 円
区分			1回		1回
プール	一般 (高校生以上)		※変更なし 480 円	←	480 円
	小・中学生		※変更なし 150 円	←	150 円
	ロッカー		※変更なし 50 円	←	50 円
区分			2時間		2時間
岩名球技場	全面	一般	5,230 円	←	5,140 円
		高・大学生	2,620 円	←	2,570 円
		小・中学生	1,670 円	←	1,640 円
	半面	一般	2,620 円	←	2,570 円
		高・大学生	1,310 円	←	1,280 円
		小・中学生	830 円	←	820 円

備考

- 一 市外住居者が基本施設(プールを除く。)を利用するときは、区分における利用料金の2倍の金額とする。
- 二 スポーツ資料館会議室について利用許可時間を超過した場合は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とみなす。)につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。

公園施設(付帯設備)		改定後	改定前
設備	利用時間		
放送設備	2時間	870 円 ←	860 円
長嶋茂雄記念岩名球場 電光表示板(BSO)	2時間	1,310 円 ←	1,290 円
長嶋茂雄記念岩名球場 照明設備	30分	全点灯	5,530 円 ←
		3分の2点灯	4,860 円 ←
岩名球技場照明設備	1時間	全点灯	3,160 円 ←
		2分の1点灯	1,580 円 ←
		3分の1点灯	1,050 円 ←

青少年センター		改定後	改定前
貸室	利用時間		
談話室・実習室	1時間	※変更なし 130 円 ←	130 円
研修室1・研修室2	1時間	※変更なし 100 円 ←	100 円

備考

- 一 利用できる団体は、5人以上で責任者のあるものとする。
- 二 活動拠点が市内にある団体が、佐倉市立青少年センターの備品及び管理に関する条例第8条ただし書の規定により利用する場合は、区分における利用料金の2倍の金額とする。
- 三 利用許可時間を超過した場合は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とみなす。)につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。

宿泊	改定後	改定前
区分	一人当たり	宿泊加算料
市内青少年団体	※変更なし 350 円 ←	350 円
市内その他団体	※変更なし 500 円 ←	500 円
市外団体	1,010 円 ←	1,000 円

備考

- 一 利用できる団体は、5人以上で責任者のあるものとする。
- 二 1泊とは、午後1時から、翌日の正午までの利用をいう。